

ごみの野外焼却 (野焼き)は原則禁止です！



ごみの野焼きは一部例外を除き、法律により禁止されています。

※違反した場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又はこの両方が科せられます！

例外であっても周辺地域へ影響を与えないことが条件となっていますので、煙やにおい等周囲に迷惑がかからないよう工夫しましょう。

また、火を使う場合は、事前に消防署岩手分署(TEL 62-6119)へ連絡が必要となります。

例外として野外焼却が認められるもの



《問い合わせ先》 岩手町役場 電話 62-2111
町民課 環境係 (内線 504・505)
総務課 防災交通係 (内線 203・208) まで